

事務所コラム

2015年10月13日(火)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F

税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

経理処理の留意点

棚卸資産の取得価額

棚卸資産の取得価額

棚卸資産といっても製品・仕掛品のよう
に「自社で製造されたもの」と、商品・材
料のように「購入したもの」とがあります。

「自社で製造されたもの」は、製造にかか
る人件費や機械等の減価償却費や電力料等
の諸経費を計算して、直接費だけでなく間
接費も含めた全部の製造原価を棚卸資産の
取得価額にすることは広く知られています。
また簡便な方法として、売価還元法で棚卸
資産の価額を決めることもできます。

しかし「購入したもの」は、購入価格×
数量で簡単に棚卸資産の取得価額を決定し
ている場合が多々見受けられます。

購入棚卸資産の取得価額

法人税法施行令によれば、購入棚卸資産
の取得価額は、「購入先に支払った代金の他
に引取運賃・荷役費・運送保険料・購入手
数料・関税（附帯税を除く）等の購入のた
めに要した費用、更に当該資産を消費し又
は販売の用に供するために直接要した費用
の額」となっています。

しかしこの規定の後半の消費・販売に係
る規定は、これを厳格に適用すると、現場
の経理処理は煩雑を極めるため、さすがに

税務当局も少額のものや、特別なもの以外
は取得価額に算入しなくてよい、と言っ
ております。

購入のために要した費用の経理処理

前述したように購入のための費用には引
取運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・
関税（附帯税を除く）等があります。

これらを「荷造運賃」「保険料」「支払手
数料」「租税公課」等の科目で処理しま
うと、はたして棚卸資産の取得価額に加算
すべき費用が幾らなのかを改めて計算しな
いと判らなくなってしまう。

そこで、これらの費用は一括して「仕入
諸掛」勘定で処理しましょう。そうすると
期末の棚卸資産の取得価額に加算すべき金
額は以下の算式で簡単に求められます。

仕入諸掛勘定の金額×購入価格で計算した
期末棚卸高÷仕入勘定の金額＝期末棚卸に
計上すべき購入のために要した費用

なるほど、これで少
しは楽になるかな

